

個人の均等割額

区 分	現 行	改 正
町 民 税	200円	700円
県 民 税	100円	300円

地方税法の一部改正により、住民税、法人税、軽自動車税の税率等が改正されました。

住民税・法人税などの  
税率が改正される

法人税の均等割額

法 人 区 分	現 行	改 正
資本金1億円を超え従業員が100人を超えるもの	—	30,000円
資本金 { 1億円を超え従業員が100人以下のもの 1千万円を超え1億円以下のもの	5,000円	15,000円
資本金1千万円以下である法人	3,000円	9,000円

障害者等の非課税の範囲

区 分	現 行	改 正
障害者・未成年者・老年者又は寡婦	600,000円	700,000円

白色専従者の専従者控除額

区 分	現 行	改 正
専従者控除額	300,000円	400,000円

軽自動車税

	区 分	現 行	改 正
原動機付自転車	総排気量が0.05ℓ以下のもの又は定格出力0.6KW以下	500円	650円
	総排気量が0.05ℓを超え0.09ℓ以下又は定格出力0.6KWを超え0.8KW以下	800円	1,000円
	総排気量が0.09ℓを超えるもの又は定格出力0.8KWを超えるもの	1,000円	1,300円
軽自動車	二輪のもの (側車付のものを含む)	1,500円	2,000円
	三輪のもの	2,000円	2,600円
	四輪以上の乗用のもの (営業用)	4,500円	5,200円
	〃 〃 (自家用車)	4,500円	5,900円
自動車	四輪以上の貨物のもの (営業用)	2,500円	2,900円
	〃 〃 (自家用車)	2,500円	3,300円
小型特殊	二輪の小型自動車	2,500円	3,300円
	農耕作業用自動車 (刈取脱穀作業用自動車を含む)	1,000円	1,300円
	その他のもの	3,000円	3,900円



道路をせまくしないで

水田の土を道路にあげたり、草を投げ捨ててあることが、しばしば見受けられます。

折角舗装された道路も、有効に利用できないばかりか、車両の妨げ、または、交通事故の原因にもなり、非常に危険です。道路には絶対に土や草などを置かないようお願いします。

18ℓ 75円が80円に

し尿の汲取り

昭和三十六年からし尿の汲取りは、今日まで皆さんのご要望にそうよう努力して来ましたが、諸経費の急激な増加などの理由で、現

在の十八リットル七十五円を八〇円に改正することが、組合議会において承認されましたので、事情をご了承のうえ、ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、東総衛生組合光町分場の受付は、有線五四七〇一、または電話〇四七九八四一〇四〇九に申込んでください。